

令和4年第4回臨時会

孺恋村議会会議録

令和4年4月26日 開会

令和4年4月26日 閉会

孺恋村議会

令和4年第4回孺恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4月26日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○報告第3号の上程、説明、質疑	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第33号の上程、説明	15
○議案第34号の上程、説明	16
○議案第35号の上程、説明	18
○議案第36号の上程、説明	19
○議案第33号の質疑、討論、採決	20
○議案第34号の質疑、討論、採決	34
○議案第35号の質疑、討論、採決	35
○議案第36号の質疑、討論、採決	36
○閉議及び閉会の宣告	36
○署名議員	39

令和 4 年 第 4 回 臨時 村 議 会

(第 1 号)

令和4年第4回嬭恋村議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和4年4月26日（火）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 3号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）
- 日程第 4 承認第 1号 令和4年度嬭恋村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認
について
- 日程第 5 承認第 2号 嬭恋村税条例の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 6 承認第 3号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認について
- 日程第 7 議案第33号 令和4年度嬭恋村一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第34号 令和4年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて
- 日程第 9 議案第35号 工事請負契約の変更について
- 日程第10 議案第36号 工事請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川 栄 君	教 育 長	地 田 功 一 君
総務課長	滝澤 文彦 君	会計管理者兼 税務会計課長	佐藤 幸光 君
未来創造課長	熊川 明弘 君	交流推進課長	宮崎 貴 君
住民課長	宮崎 由美子 君	健康福祉課長	熊川 真津美 君
建設課長	滝沢 勇司 君	農林振興課長	横沢 貴博 君
上下水道課長	宮崎 忠 君	観光商工課長	黒岩 建五郎 君
教育委員会 事務局 長	目黒 康子 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	土屋 和久	書 記	横沢 右京
--------	-------	-----	-------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

- 議長（土屋幸雄君） ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第4回嬭恋村議会臨時会は成立いたしました。よって、ただいまから開会をいたします。直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（土屋幸雄君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（土屋幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第124条の規定により、会議録署名議員に、上坂建司君、佐藤鈴江さんを指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（土屋幸雄君） 日程第2、会期の決定を行います。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（土屋幸雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定いたしました。
-

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（土屋幸雄君） 日程第3、報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第3号 専決処分の報告について報告理由を申し上げます。

本件は、平成31年度、万座簡易水道第1ポンプ井更新工事による工事請負契約の金額変更について専決処分をしたものでございます。村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年度議決）第1号に基づきまして専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細については担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 報告第3号の詳細説明をさせていただきます。

次ページをご覧ください。

令和4年専決第3号、専決処分書。

専決処分事項。

1、処分事項、工事請負契約の変更。

1、処分内容。1、工事名、平成31年度万座簡易水道第1ポンプ井更新工事です。2、契約金額、変更前、金7,568万円、変更後、金7,524万円です。3、工事場所、嬭恋村大字干俣地内。4、契約の相手方、群馬県高崎市貝沢町965番地、クシダ工業株式会社、代表取締役、串田洋介様です。

変更の主な理由を説明させていただきます。

当初計画では、既設のポンプ電磁弁を補修して使用する計画でしたが、劣化が進み修繕できないため、この補修費を減額させていただきました。また、新規のポンプ電磁弁は、別途工事において手当てさせていただきました。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第3号 専決処分の報告についてを終わりにします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第4、承認第1号 令和4年度嬭恋村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第1号 令和4年度嬭恋村一般会計補正予算（第1号）の提案理由を説明させていただきます。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ3,000万円を追加させていただき、歳入歳出総額を73億2,340万円とするものでございます。

内容としましては、群馬県愛郷キャンペーン第4弾が4月1日から開始されることに合わせ、村としても景気対策として、村内の施設で利用できるクーポン券を発行し、地域経済の活性化を図るべく助成を行うため、緊急に補正予算を編成する必要が生じたため、議会を招集し、その議決を経る時間的余裕がないことから、嬭恋村一般会計補正予算（第1号）の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 滝澤文彦君登壇〕

○総務課長（滝澤文彦君） それでは、承認第1号 令和4年度嬭恋村一般会計補正予算（第

1号)の専決処分の承認について詳細を説明させていただきます。

議案書の予算書のページをご覧ください。

令和4年度嬭恋村一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,340万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入の明細でございます。

16款県支出金、2項県補助金、5目商工費補助金、補正額3,000万円の増額としております。

説明欄をご覧ください。

愛郷ぐんま連携地域限定クーポン券等付与事業補助金として、3,000万円を計上させていただいております。

続きまして、次ページ、7ページをご覧ください。

歳出の明細でございます。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、補正額3,000万円の増としております。財源としては、県支出金を3,000万円見ております。

説明欄をご覧ください。

愛郷ぐんま連携地域限定クーポン券付与事業としまして、クーポン券取扱事務手数料として60万円、嬭恋村クーポン券負担金として2,940万円を計上しております。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(土屋幸雄君) 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

佐藤議員。

○5番(佐藤鈴江君) これ、県の愛郷キャンペーンが5月31日まで延びたと思いますが、その分に関しても勘案されているのでしょうか。それと同時に、1回のクーポン券の金額は幾らなのか教えてほしいと思います。

○議長(土屋幸雄君) 観光商工課長。

[観光商工課長 黒岩建五郎君登壇]

○観光商工課長(黒岩建五郎君) ただいまの佐藤鈴江議員の質問にお答えをさせていただきます。

新聞などでは5月31日まで、国の方針では延長ということでございますけれども、まだ群馬県のほうは、延長ということを正式には発表しておりませんので、今回の予算には計上されておられません。

クーポン券に関しましては、愛郷キャンペーンが1泊6,600円以上からは対象になりますので、そちらですとまず1,000円、宿泊料金が7,001円を超えた部分につきましては、さらに1,000円を上乗せということでやらせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） そうしましたら、まだ県が決まっていないということですが、また5月31日まで延長された場合については、また専決処分をするという考え方なんでしょうか。足らない財源については。

○議長（土屋幸雄君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 黒岩建五郎君登壇〕

○観光商工課長（黒岩建五郎君） ただいまの質問でございます。

先週の知事の定例の会見でもあったんですけども、延長については、今回の期限が終わる28日までには正式に発表するという事なんですけれども、いまだ現在、ちょっとまだ、今日現在ではまだそういう正式な発表はされておられません。正式な発表があった際に、ちょっとまたご相談をさせていただきまして、どういった形で対応させていただくか協議させていただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 4月28日に正式決定をされるということですが、やはり5月延長された場合は、同様に4月まで利用された方、また5月に利用される方も同等に、やはりクーポン券を発出するというのが本来かなというふうに思いますので、その辺のところはしっかりと考慮していただきたいというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員のおっしゃるとおりでございます。国からの補助金、県からの補助金を当てにしておりますので、そちらが決まれば、それに応じてしっかり対応してまいります、こう思っております。よろしく願いします。

○議長（土屋幸雄君） 他にご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 4月28日までのクーポンなんですけれども、それが、自分が実際に携わっている者として、結構キャンセルとか続いたりいろいろ、そんなに思ったより来村者がいなかったけれども、今現在そのクーポンは、どのぐらいの大体使用率かどうか。実際クーポンは、印刷は実際にしないで前回のを使ったりしているので、前回も、第3弾のときも、そんなになかったのかなってちょっと心配しているんですけれども、第3弾と4弾の途中の状況でも、もし分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 黒岩建五郎君登壇〕

○観光商工課長（黒岩建五郎君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第3弾なんですけれども、昨年10月15日から試行期間ということで実施されておりました。11月1日から令和4年1月18日までが本格実施ということで、実施をされてまいりました。

実績といたしまして、第3弾につきまして、県の全体のまず使用の状況でございますけれども、群馬県全体で45万2,682人泊でございます。そのうち嬭恋村につきましては、2万6,794人泊。こちらは、愛郷キャンペーンを利用して宿泊したお客様でございますけれども、嬭恋村クーポン券を各施設で、クーポンを取り扱う施設というのを別個で取扱いとかをしております。その実数が、今現在で約2万2,000でございます。

議員のおっしゃるように、途中やはり年を越してからコロナがちょっと大分騒ぎになってきて、キャンセルというのが相次いだというようなお話は何っております。着券自体は、2万2,000に対して、今現在8割ぐらいの還元率かと思っております。

第4弾につきましてですけれども、当初約1万5,000泊弱を見込んで、クーポン券のほうの予算を計上させていただきました。今現在、見込みではございますけれども、約1万4,000泊ぐらいが見込まれておりますので、想定どおりの状況ではないかなと考えております。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 7ページの説明の欄で、クーポン取扱業務手数料というのを、私としてはこれ、観光協会に委託したりしているのかなという思いで読んでみたんですけれども、その辺はいかがかというのが1点と、やはりもうちょっと、コロナが落ち着かないというの

もあるんですけれども、多分県のほうも、8日までのゴールデンウィークを抜いて31日まで、5月31日までというのは国のほうが言っているからなると思うんですけれども、その辺ではいろんな工夫をして、嬭恋村に来ていただくようにしてほしいと思うんですけれども、その辺の取組の形をどう考えているかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 黒岩建五郎君登壇〕

○観光商工課長（黒岩建五郎君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

取扱手数料につきましては、議員のおっしゃるように、クーポン券を各施設に配布したり、あと各施設から着券というかがありますので、そちらの取扱いのほうを観光協会のほうに委託をさせていただきます。

また、ゴールデンウィーク明けの9日から延長の分についてなんですけれども、やはりまだ、ちょっと県のほうで正式に発表していないということもありますので、またクーポンもどういった取扱いになるかということも、ちょっと今現在では分かりませんので、正式な群馬県の発表を待って対策を考えたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第5、承認第2号 嬭恋村税条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第2号 嬭恋村税条例の一部改正の専決処分の承認につきまして提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴いまして、緊急に嬭恋村税条例の一部を改正する必要性が生じ、令和4年3月31日、嬭恋村税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 佐藤幸光君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（佐藤幸光君） 承認第2号について詳細説明をさせていただきます。

本改正につきましては、地方税法等の改正に伴う税条例の一部改正となります。詳細につきましては、2ページからの新旧対照表に基づいて説明させていただきます。

始めに、2ページの上、寄附金税額控除、第34条の7第1項第5号ですが、所得税法施行令第217条第3号に規定する公益法人のうち、特定公益増進法人の認定を受けている特例民法法人に対する法人税寄附金控除の対象となる期間が令和3年度で終了することに伴いまして、条文の一部を削除する改正であります。

続きまして、同じ2ページの下、法人の村民税の申告納付、第48条第9項及び第15項ですが、地方税法第321条の8の改正に伴いまして、項ずれを反映した改正であります。

続きまして、3ページになります。中段の固定資産課税台帳の閲覧の手数料、第73条の2ですが、地方税法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の特例の新設に伴いまして、ただし書の規定による措置を講じたものを閲覧に供することができるようにする改正であります。

続きまして、その下、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料、第73条の3ですが、同じくただし書の規定による措置を講じたものを閲覧する者は手数料を納付しなければならないとする改正であります。

続きまして、その下、附則第10条の2第3項から4ページの第24項までですが、地方税法の附則第15条第14項の総合効率化事業者が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例等の削除に伴いまして、項ずれを反映した改正であります。

続きまして、5ページの上、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第10条の3第6項から第8項と第10項から第11項までですが、地方税法の附則第15条の9において、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等の改正に伴いまして、項ずれを反映した改正であります。

続きまして、6ページの下、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例、第12条第1項ですが、地方税法の附則第18条において、固定資産税の課税標準となるべき価格に、宅地等の負担調整措置として100分の5を乗じた額を加算するとなっていたものに、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税については100分の2.5を乗じた額を加算する条文を追加する改正に伴いまして、同様に改正するものであります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） すみません、3ページの第73条の3、同条ただし書の規定による措置というのは、その「同条ただし書の規定」というのは、どういうことを指しているのでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 佐藤幸光君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（佐藤幸光君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えします。

ただし書というのは、地方税法の第416条の第3項と419の8項になりますけれども、これは縦覧期間中に修正等があった場合には、直ちに公示をしなければならないと。それから、その際には閲覧手数料は取らないというような内容になります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 6ページです。6ページの上段の10です。その特定熱損失防止改修等の「等」が入って改正になっているということなんですが、その「等」というのはどういうことを含むんでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 佐藤幸光君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（佐藤幸光君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えします。

これまでの法律ですと、熱損失防止改修工事というものが対象だったわけですが、これに併せて高効率給湯機器等の装置の取付工事も対象に含めるという拡充になります。よろしく願いいたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、承認第2号は提案のとおり承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 日程第6、承認第3号 孺恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第3号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認につきまして提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が、令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴いまして、緊急に嬭恋村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、令和4年3月31日、嬭恋村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 佐藤幸光君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（佐藤幸光君） 承認第3号について詳細説明をさせていただきます。

2ページの新旧対照表に基づいて説明させていただきます。

始めに、課税額、第2条第2項ですが、地方税法施行令第56条の88の2第1項の国民健康保険税の基礎課税額等の限度を、63万円を65万円とする改正に伴いまして改正するものであります。

また、第3項ですが、同じく地方税法施行令第56条の88の2第2項の後期高齢者支援金等課税額の限度額、19万円を20万円とする改正に伴い改正するものです。

続きまして、中段の国民健康保険税の減額、第23条第1項ですが、地方税法施行令第56条の89、第2項第3号及び第4号の所得金額に応じて均等割額、平等割額が減額されます基準所得額の改正に伴い改正するものです。減額していた額を63万円から65万円に、また同じく後期高齢者支援金等課税額の均等割額、平等割額を減額していた額を19万円から20万円に改正するものです。

続きまして、附則の公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例、第2項ですが、地方税法第703条の5に第2項として新たに条文が追加される改正に伴いまして、第703条の5第1項を対象とするため、「同条中」を「同項中」に改正するものです。

今回の改正の趣旨は、中間所得層の被保険者の負担に配慮した見直しとなっております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今、税務課長の説明で、最後に「この改正の趣旨は、中間所得者の負担軽減のため」という、そのほかの人にとっては負担増になるようにも見たんですけども、その辺のところを、ちょっと分かりやすく説明していただければと思います。

○議長（土屋幸雄君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 佐藤幸光君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えします。

昨今の医療費が増加している中で、最高限度額を抑えるということが低中所得者層に負担を強いる結果になるということから、今回地方税法の規定の趣旨を尊重し、最高限度額を法令で定める額のとおり規定することが望ましいということから、条例改正をしているというのが趣旨になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、承認第3号は提案のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りします。本日提出されました日程第7、議案第33号から日程第10、議案第36号については、提案説明までさせていただき、全員協議会で議案審査を行った後、質疑、討論、採決を行うことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第36号は、全員協議会終了後、議案審査することにいたします。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第7、議案第33号 令和4年度嬭恋村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第33号 令和4年度嬭恋村一般会計補正予算（第2号）の提案説明をさせていただきます。

一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ2億7,120万円を追加させていただき、歳入歳出総額75億9,460万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、新嬭恋会館建設事業について2億7,000万円を計上させていただきました。

詳細につきましては担当課長より説明させます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 総務課長。

〔総務課長 滝澤文彦君登壇〕

○総務課長（滝澤文彦君） それでは、議案第33号 令和4年度嬭恋村一般会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

令和4年度嬭恋村一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億9,460万円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入の総括ですけれども、16款繰入金、補正額1億2,120万円の増、22款村債、1億5,000万円の増。歳入合計といたしまして、2億7,120万円の増としております。

次のページ、6ページをご覧ください。

歳出でございます。

3款民生費、補正額120万円。財源としては、その他一般財源を120万円としております。

10款教育費、補正額2億7,000万円の増としております。財源としましては、地方債を1億5,000万円、その他財源として1億2,000万円としております。

歳出合計といたしまして、補正額2億7,120万円の増としております。

7ページをご覧ください。

歳入の内訳でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額120万円の増としております。17目文化会館施設基金繰入金、補正額1億2,000万円の増としております。

22款村債、1項村債、11目過疎対策事業債、補正額1億5,000万円の増としております。

次のページ、8ページをご覧ください。

歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額120万円の増としております。説明欄でございますけれども、国保直営診療所施設繰出金として120万円を計上しております。

10款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、補正額2億7,000万円の増としております。

説明欄をご覧ください。

新婦恋会館建設事業としまして、主なものを申し上げます。

新婦恋会館設計業務委託料として1億1,500万円、附帯施設設計委託料としまして1,020万円、解体設計委託料とて710万円、解体工事費として6,000万円、附帯施設工事費としまして6,500万円、公有財産購入費として1,210万円を計上しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第8、議案第34号 令和4年度婦恋村国民健康保険特別会計補正

予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第34号 令和4年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案説明をさせていただきます。

国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、直営診療施設勘定に、歳入歳出それぞれ120万円を追加させていただき、歳入歳出総額を2,329万1,000円とするものでございます。

主な内容としましては、施設修繕費について120万円を計上させていただきました。

詳細につきましては担当課長より説明させます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（土屋幸雄君） 住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 議案第34号 令和4年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正。直営診療所施設勘定、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,329万1,000円とするものでございます。

それでは、最後のページの6ページ、歳出をご覧いただければと思います。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、施設修繕費120万円の増とし、これに伴い歳入の一般会計からの繰入金も120万円増とするものでございます。

この補正につきましては、診療所施設の玄関の修理をするものになります。患者さんが入る正面玄関の両面開きのガラス戸になるんですが、左側のガラスを支える軸の根元が破損し、ガラス戸が斜めになり、開閉が不便な状態となっておりました。これが3月中旬で、現在は簡易的な修繕で対応をしておりますが、患者さんの利用する場所であるため早急に修理が必要であるということで、補正をするものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議案第35号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第9、議案第35号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第35号の工事請負契約の変更につきまして提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） 議案第35号 工事請負契約変更について詳細を説明させていただきます。

1、工事名、旧嬭恋村立東小学校体育館等解体工事でございます。

2、契約金額、変更前、金6,562万6,000円。変更後ですが、金7,190万7,000円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、金653万7,000円。628万1,000円の増となります。

3、工事場所、嬭恋村大字三原地内。

4、契約の相手方、渡辺建設株式会社、群馬県吾妻郡嬭恋村大字三原875番地、代表取締役、渡辺栄志。

増額分の主なものになりますが、こちらは外構工事となります。三原区のほうからも要望がございまして、校庭の樹木の伐採を大小含めまして78本増といたしました。建物のまた解体工事をする、どうしても多少の振動が発生してしまいます。近隣住宅5棟の家屋調査を実施し、振動により近隣住宅の建物に影響が出たときのために備えさせていただきます。

また、プールの基礎とU字溝が一体している場所がございまして、基礎解体後にU字溝を15メートル復旧いたしました。また、工事車両が通行する場所に埋設されている水道管や、隣接する畑の土手の保護のために、敷鉄板を85.5平米増とさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

◎議案第36号の上程、説明

○議長（土屋幸雄君） 日程第10、議案第36号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、上坂建司君の退場を求めます。

〔4番 上坂建司君退場〕

○議長（土屋幸雄君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第36号の工事請負契約の締結につきまして提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。慎重なご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 議案第36号 工事請負契約の締結について詳細説明させていただきます。

- 1、工事名、令和3年度農地耕作条件改善事業、湯尻2期地区排水路整備工事。
- 2、契約金額、金6,578万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額598万円。
- 3、工事場所、嬭恋村大字田代地内。これは、田代の144号バイパスのシェルスタンドの南側にある排水路の改修工事になります。
- 4、契約の相手方、群馬県吾妻郡嬭恋村大字芦生田410の2、上坂建設株式会社、代表取締役、上坂真理。

工期につきましては、当初の工期として6月30日にしております。この事業は、令和3年から4年への繰越事業で、国の繰越しの承認手続の中で6月末という承認をいただいておりますので、当初の完成工期は6月30日としています。事業量も多いので、繰越しの変更承認

がいただければ、12月末日を目標として完成をさせていきたいと思いをします。

裏面をご覧ください。

裏面に入札の経過が記載されておりますので、ご覧ください。

それと、工事の概要としましては、U字溝の敷設工事が主になるんですが、900から800のU字溝を約350メートルぐらい設置します。それと沈砂池、表土の土砂の流出防止ということで、沈砂池を1基、約1,300立米ぐらい土砂が貯まるような沈砂池ですが、その設置を計画しております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（土屋幸雄君） 上坂建司君の入場をお願いします。

〔4番 上坂建司君入場〕

○議長（土屋幸雄君） 休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午後 零時27分

○議長（土屋幸雄君） 再開いたします。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 議案第33号 令和4年度孺恋村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 様々な議員さんの中から、プロポーザルをする中で1案2案みたいな形で提案をしていただきたいというお話があったと思いますが、私の場合は、ぜひ商工会館のあの建物を残すという考え方の中の孺恋会館の設計、そういったことをきちんと考えていただけるということができるかどうか、今後そういったことを検討していただきたいという

ふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） プロポーザルの中で可能な範囲は考えたいと思いますが、現実、今現状等が、今まで説明した経緯もいろいろありますので、また佐藤議員につきましては、1回審査会でやったときに、当初は佐藤議員、委員長だったわけですが、あのときは今ある商工会の建物を壊して、あそこに建てて、婦恋会館を完成したら壊しましょうと、こういうあれだったんですね。今日また、こう新たに違う話を、逆の話が出てきていますが、いずれにしてもそういう意見があるということは耳にしましたが、ここで今、この時期に至って今すぐこれどうだと言われますが、ただ、いろんな意見があった中で、プロポーザルというのは企画をお願いするわけですから、その中で勘案できるなら考えたいというところまではお話できるかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 婦恋会館の検討委員会のときは、そういった形で提案をされて、商工会を壊すということが前提みたいな形で討論がされたと思うんですね。ただ、耐用年数等を調べていった場合について、やはり今のこの状況が、大変コロナ禍で経済状況が逼迫をしている、またウクライナ侵攻によって、要するに材料費が高騰しているということを勘案した場合に、やはりそういったところの検討も必要ではないかということでもあります。状況が多少変わってきているということは考えられると思いますので。あの当時はコロナ禍でもありませんでしたし、そういったところを考えると、決して考えて移行する必要があるのではないかというふうに思いますが、そのことを考えていただけるかどうかという質問をさせていただきました。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 東日本大震災、平成23年3月11日午後2時46分、それ以降、国土強靱化計画ということでありました。埼玉県に秩父市があります。隣が皆野町です。そこに武甲山という山があります。あそこはセメントを取っているんですが、あそこは東日本大震災の後、めちゃくちゃいっぱい混んでいました。何でですか。コンクリートを作るためなんですよ。めちゃくちゃ忙しい。空いているアパートは1つもございません。秩父線は全部、秩父の武甲山から、毎年毎年3メートル、5メートル、あの面積が全部コンクリートに変わっ

ているんですね。でも、コンクリートが足りないということで、コンクリート価格は、建築資材はぐっと上がっています。ずっと上がっています、建築資材は。それから、工賃ですね。もう労働力の工賃も、それに応じて需給が逼迫すれば上がるわけなので、工賃も上がっています。

その東日本大震災で大きな経験を1回は、国土強靱化計画、今もやっています。我が村も今いろいろお願いして、特に今、河川は一生懸命やってもらっていますが、見積りは全然違うわけですね。3割、4割は上がっているわけです。同じものを造るにも、3割、4割上がって、これは東日本大震災、またはわが村では台風災害があって、見積りは全然合わない、とても合わない、こういう現実があります。

そこに今、佐藤議員が、輪をかけて今コロナやウクライナの話があります。これは私もそういう、これからもまだ建築資材は上がるのかなと思っております。電気代も上がるでしょう。日本は資源国じゃございません。資源も全部世界から輸入し、なおかつ食料自給率もカロリーベースで37%、食料もエネルギーも全部外から輸入している国なんですね、日本国は。そういう意味で、建築資材もまた今後上がるということは想定されると思っています。

したがって、プロポーザルの過程の中で建築資材が上がっているというのは、もう我々も少なくとも、東日本大震災以降の分についてはある程度のクリアはしておると思いますが、佐藤議員のご指摘の、今の状況というのはちょっと見通せない部分があると思いますけれども、いずれにせよ建築資材が上がってくるんであろうということは、十二分に想定できていると思っています。特にコンクリート関係もまた上がるであろうなという推測ができますが、私経済学者ではございませんので何とも言えませんが、そういうものも当然視野に入れて予算を、設計の中では当然考えていくべき課題だと思っています。

○議長（土屋幸雄君） 佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 村長のほうから検討委員会のことについて、私も議事録を今持ってきていますけれども、やはり商工会がまずそこに入るという議論はないだろうということが、議論の中で書かれています。そういったところで、商工会をどうするのかということが、婦恋会館建設に当たっても大きな問題であるというところで、結論的に商工会、建て替えるなら入れてほしいよというのはあるけれども、商工会があそこに移った経緯とかも説明をされていて、そこにどうしてもという話ではなかったというふうに、議事録を読む限りではそう思います。

だから、その辺について、私的には使えるものは使ってほしいという、その検討をぜひし

ていただきたいというだけであります。そうしていれば、今回の補正予算についても、そういったことをプロポーザルに提案をしていただいて、そういう設計を二者択一みたいな形でできるのであれば、ぜひそういう形を取っていただきたいということで賛成はしたいなとは思いますが、その点のことについて、しっかり考えてほしいということでもあります。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） プロポーザルの中で、有識者あるいは議会の代表も、今後議会にお願いして入ってもらう方向で考えておりますので、その過程の中で、審査してもらう意見も聞きながら進めるということになっておると思います。その中で、そういう意見が出れば、それなりの検討は加えたい、加える必要があるのかなとも思いますが、今ここで「全面的にこうだ」という方針を示せといわれてもなかなか難しいものでありますが、意見は意見でしっかり受け止めておきたいと、こう思っています。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 1点なんですけれども、今回予算の中で解体費が入っているわけなんですけれども、今先ほどの全協では、倉庫だとか仮事務所だとか、そういうのを言ってあったんですけれども、どこに建てるんですか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 昨年12月議会に、ここに建てる、そうだったな、12月議会で言ったよな、こちらに建てたいという話をね。12月議会でもそれは、今の総合グラウンドのところに仮設で建てるという話を議会でもう言ってきておると思っています。議事録見ていただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） 確かそういう話も、グラウンドかその裏の保育所でしたっけ、保育所の跡地に建てるというような話で、決定はしていなかったような気がするんですけれども。

先ほどの全協では、もうこんな危ないところはないというような、総合グラウンドを出したわけですから、そこには建たないですよ。どうですか。

いや、総合グラウンドは危ないという話を、さっきしたわけですね、全協で。そこへ仮設

事務所を建てるわけではないでしょう。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） これ、私何回も言っていますが、私一人じゃなくて庁内で検討して、解体するようなその間を、総合グラウンドの一番端、仮設です。それから仮設も、御存じのように、選挙事務所も今はもう200万ぐらい出せばなからなものができるということで、さっきも説明しました2,500万ですか、そうすれば、商工会と環境省、それが入っても、Wi-Fiの環境もそろらし、トイレもそろらし、今そういう仮設があります。

あと、工事現場の事務所を見てもらえれば分かると思いますが、安くスピーディーに早くきれいで衛生管理もできる、そういうシステムが出来上がっています。特に避難所の施設も、御存じのように、本当にきれいなもので、500万で造ってそれを移動するというような避難施設もできてきております。そういう意味で、日進月歩そういう技術は進歩しておりますので、ご理解いただきたいと思っています。

それから、昨年12月だと思いますが、庁内で検討した結果、その総合グラウンドの一番端に仮設で造って入ってもらって、完成したら入るという説明をしてきておると思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 大久保守君。

○10番（大久保 守君） それは、事務所なんてそんなきれいに建つのは分かるんですけども、場所。今、全協では、あそこは危ないですよという説明があったわけですね。そこへわざわざ仮事務所を建てるんですかという話なんです。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 三原地区あるいは今ある総合グラウンド、危険性の一番高いのは、やっぱり雨だと思っています。浅間が天明3年のような爆発すれば浅間周辺のほうになりますが。だから何回も言いますが、火山によっては避難所もこっちにあったほうがいい、あるいはこっちにあったほうがいいというのは当然だと思っております。特に三原地区については雨なんですね。明治43年もそうでした。ということで、あるいは昭和41年もそうでした。急傾斜地事業ができたのも、三原で死者が出たからということでもあります。三原は、雨があるとあの地区は危ないんだという認識、みんな持っていますので、今言っている大久保議員に言ったのは、間違いなくあの地区も、先ほど示したように雨だと思っているんで。

ただ、雨の場合は、危ないと思えるところは、今、川は監視できます。我が村の対策本部も、スマートシティができて、河川の状況は全部常時監視できます。また、夜でも監視できます。水位も監視できます。それから、土砂災害対策法で、土砂災害……台風、大雨特別警報が出た場合、あるいは土砂対策特別措置法による災害危険情報が出た場合は、レベル4に相当して災害対策基本法60条によって、村長は避難勧告じゃなくて避難指示を出しなさいなんです。雨が降ればドコッとかないので、その点について、もし建てたとして危ないと思えば、いつでも避難をできる体制は取れる。そのために水害対策。

タイムラインってあるじゃないですか。台風の場合は、いつこう来ますよというのが分かる。それから、1キロメッシュで今は前橋気象台と群馬県、県の整備部砂防課は、1キロメッシュについて雨がこれだけ降りますという情報がファクスで来るんですよ。あるいは、データでも来ます。それもいつでも読めます。だから、これから雨が降るとずっと降りますよというところに、やっぱりそれは避難をしなさいよということ是可以できるので、雨については、いわゆるタイムラインですよ。そういうことが対応できると。

ただし、地震と火山は瞬間で来ますので、そのタイムラインというのがなかなか難しいと。ただし、浅間山については、活火山のなか110になりました、活火山が、認定が。でも。日本一の観測体制できている火山なんですよ、浅間は。日本一なんですよ、東大も来ているし、防災科学研究所、文部科学省も来ていますし、気象庁も立てていますし、国土交通省砂防部もやってくれているんですよ。なんで、火山は火山でぼこんと来ますから、分からない部分がいっぱいある。それはそれに対応した避難所もつくるし、避難体制も敷くと、こういうことだと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は昨年度の年度末からずっと、若い方の意見を聞いてほしいというのを言っていたんですけども、それが結果的に、いろいろな会るときしか聞けなかったというのであるんですけども、やっぱり個人的に聞いて歩くと、若い人たちは、本当に役場造る必要があるのかとか、俺たちの代に借金残さないでよとか、払うの大変だということを意見も聞いているわけなんです。だから、そこら辺で佐藤議員が先ほど言ったら、いろいろ仮設を造らないのも考えるというプロポーザルをするというけれども、それではこの予算がどうなるのかなというのが一つ心配で、今後プロポーザルを考えるというなら、いや、例えばこの間15日にあった調理室、私も必要かなと思ったり、そういうものも加えていくというの

で、まずは考えていただけるのかどうかというのが1点と。

それから、先ほどの若い方の意見を聞かないでやったというのでは、私は先ほども全協でもいろいろ出されましたけれども、将来の債務残高とかそういうことが、やっぱりこれからの人たちに負担をかけたくないという思いがあるんですけれども。

先日15日にいただいた資料の、みんなの広場欄の専門家の人が言っていますけれども、例えば1つの施設を50年間良好な状態で使うのには、建設費の3倍から5倍と言われるという資料をいただいたんですけれども、以前、松本村長のときに、これだけの村債がある、これを返すのは、この村債は何年度に終わるといふ、そういうすごい詳しい資料をいただいたことがあるんですけれども、まち・ひと・しごと総合戦略では、人口減少は書いてくれたけれども、そういった財政的なものを示してくれていないので、その辺も示せるなら、何かいつ頃までには示せるとか、そういうことができるのかどうか、私はお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の質問にお答えします。

第1点、調理室。今2つあるわけですね。2つあるんです。先日、教育委員会事務局長が言ったけれども、1つは残すという話だと思います。

それと、若い人の話。これも教育委員会事務局長、15日に説明しましたが、もう一回説明させますか。

それと、将来の財政の話。孺恋村で借金が一番多かったのは幾らですか、いつですか。193億円、平成13年でしょう。今、孺恋村の借金、債務負担行為まで入れて幾らですか。いつも議会で3月議会、決算終われば、あるいは9月議会で報告していますが、今93億円でしょう。それから……

〔何か発言する者あり〕

○村長（熊川 栄君） だから答えているんですよ。将来の財政だって、いつも固定資産税が幾らかも出していますから、また必要があれば、みんなでまた考えましょう。しっかりと財政、そのために積立てをして種銭がないとできません。例えば、孺恋村役場を建て替える、それから孺恋会館も建て替える。そのために、1つ10億円以上もやるものを2つ一緒にはできないから積立てしましょうということで、27年、28年、29年と積立てもしてきている、財政を考えてやってきている。

それから、財政健全化法が平成19年6月15日に成立しましたよね。伊藤議員も現職だから分かっていると思いますが、あのときワースト11位だったわけでしょう、孀恋は、基礎的自治体の中で。その中から財政再建をやってきたわけですよ。一時借入金も3億円全部なしましたでしょう。そして、財政を立て直してきたんでしょう。今後も、いや伊藤議員の質問だから答えているんですよ、今後も財政規律を守るし、若い皆さんにはなるべく借金を残さない、これは我々の次の世代に対する使命だと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） 村長のように、そういう年度まで詳しくは分からないんですけども、ただ、これで孀恋会館を建てて、先ほども過疎債を借りる、そういうのの財政、役場を建てて道路工事こうなるって、そういった財政の将来設計が何か多分出せる、財政専門家だったら出せるんじゃないかなと思ったんで、それをやっぱり今後公共施設再編で、ただ人口減少だからこうっていうんじゃなくて、そういう人たちが払える年代とか何かも考えながら示せるんでしょうかという質問をただけなんですけれども。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 予算編成は、入るを図りて出ざるを為すということであります。伊藤さんの家計も同じ、我が家の家計も同じ、企業も同じ。いや、そうでしょう。それで、やっぱり幾ら財政需要があるのか、孀恋村に幾ら入ってくるのか。それから、基本的に孀恋村の行政サービス各課長がやるのに、幾ら基本的需要額があるでしょう。基本的需要額に足りない分を、交付税で国が参入してくれるわけでしょう。こういうシステムがありますので、今後も未来に向かって、孀恋村の財政状況についてはしっかりと未来を示していきたいと思っています。若い諸君に借金を残す、こんなことをするつもりは毛頭ないので、ぜひとも今後も積極的に示してまいりますので、よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ございませんか。

羽生田議員。

○11番（羽生田宗俊君） この建設、孀恋会館建設予定地が、水害とか土砂災害の警戒区域内にあるんですけども、村はどう考えているんですか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） その件につきましては、15日の全協でもお話しさせていただきました。

土砂災害特別措置法というのがあって、そしてイエローゾーンというところ、レッドゾーンについてはしっかりと工事をして、少なくともレッドゾーンをイエローゾーンに変えていくということで今までもしてきたという説明もさせていただきました。

それと、今現在、三原地区全体の大きな図面の中に、ここにはどういう工事をしてきたか、どういう工事をしたという一覧表を今作らせていただいております。そして、どこにどれだけのお金が投資されて、どこにどれだけこういう安全になってきているかということシミュレーションさせていただいておりますので、しっかり画像も動画を映して、写真も入れて示してまいりたい。

それと、レッドゾーンもあるんだけど、先ほども申しましたとおり、真ん中の下屋沢についてはレッドゾーンがイエローゾーンになってきているわけです。それから、これも説明しましたが、県のほうとも確認して、イエローゾーンについては建築基準法上建物を建ててもいいということも、これも議会でも、つい先日の議会で説明させていただいたばかりであります。

したがって、土砂法については、しっかりとレッドゾーンをなくすようお願いすると。それから、レッドゾーンは変えられないんだそうです。これは、先日も説明させていただきました。そういう意味で、可能な限り、三原地域に限らず、全村的に、この地域には火山があれば危険性がある。あるいは、ここは雨が降ったら、先言ったタイムラインでこの水の水位も分かりますし、1キロメッシュで時間の雨の雨量も今は分かりますから、それに対応して、しっかりと対応、ケース・バイ・ケース、プレイス・バイ・プレイスと言いますか、場所場所、それで、あるいはタイム・バイ・タイムと言いますか、それに応じてしっかりとした防災体制、これを組んでいきたい、こう思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（土屋幸雄君） 羽生田議員。

○11番（羽生田宗俊君） 台風19号のような雨が降って本当驚いているわけですがけれども、被害にも驚きましたけれども、やはりこの、そういうのがその地域を、そういう砂防だとかいろいろ工事してしっかりと守るのも必要ですがけれども、やはりもし何か起きたときに、まして三原の東部公民館が、東部公民館というか婦恋会館が避難所に当たるとのことなんで、やはりまた避難所が役に立たなくて、またほかの避難所のところへ行くようなことじゃ困るので、やはりその会館は会館、もっと安全な場所に、避難所は避難所ぐらい最後には考えるぐらいの勢いがあつたっていいんじゃないですか。どうですか。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） いろんな状況を考えると、雨の災害もありますし、河川の災害もありますし、地震もありますし、今はJアラートであるように、国から強制的に北朝鮮と想定できる敵からのICBMの警戒があれば、自動的にわが村もJアラートで連絡が来るわけです。いろんな危険がある、予想できない危険があるのは、もう十分現実の社会にはあると思っております。

その中で、何回も言いますが、災害の状況によって、それに応じて、また場所場所によって最大限安心・安全な対策を講じるということだと思っております。三原地区、既に住んでいる方もいます。それから、万座・鹿沢口もあります。孺恋高校もぜひとも全国募集をまたさらに拡大していただいたり、あるいは東部小学校に通っている子供たちも現実います。

しかし、雨であれば、何回も言いますが、水位がうんと上がって来ちゃったら、違うところに避難をする、移動をするって、これは当たり前のことだと思っておりますが、そういう防災訓練も、現在総務省のスマートシティで、現在防災対策のシステムづくりもしておりますので、また皆で村民を挙げてしっかりした訓練をして、平時に訓練をして対応してまいりたいと、こう思っていますので、あそこにはあそこで今考えているとおりのものを、また意見が集約されてきていますので、あそこに安全なものを造りたいと、こう思っていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） じゃ、最後に。3。

○議長（土屋幸雄君） 何回、大丈夫。

許可します。佐藤議員、許可します。どうぞ。

○5番（佐藤鈴江君） 実は、私も孺恋会館検討委員会の委員長をさせていただいて、平成30年8月7日の会議のとき、村長の冒頭の挨拶で、商工会にそういう、そこまで取り壊して、そういう説明があったわけですけども、その中で、村長の挨拶の中に「商工会については、役場が基本的な方針を決めれば、お借りして建物を使用しているので、役場の方針に従いますというような話になりました。環境省の方には、こういう計画がありますという話はした。皆さんからいろんな意見を募集したい」という、その挨拶でありました。

やはり、私のほうからも申し上げているとおり、様々な環境の変化があったということは事実だと思えますので、その辺のところについて、しつこいようですけども、再度検討す

る一案の中に入れていただきたいということでもあります。

以上ですが。

○議長（土屋幸雄君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） プロポーザルの中で検討してまいりたいと思っています。状況変わるの、変わっているのは分かっています。資材が上がっているのも分かっていますが、かといって、この場ですぐ回答しろといっても、個別具体的な話を積み重ねてやってきています。私一人じゃございません。庁内でみんなでやって、こうしよう、こうしよう、予算もこうだねと、過疎債はこうだねということを重ねて、議会にやっぱり我々提案する義務もある。権利もありますが、義務もありますので、説明させてもらっているということでもあります。

事情変更の原則という原則も法律上ありますから、社会が大きく事情が変われば、原則のこういうラインも事情が変わってこう変わるという民法上の原則に則って、それに応じた考えを取り入れていくのは当然な部分もあるのかなと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

大野議員。

○12番（大野克美君） 私は、条件つきで賛成。

それで村長に言いたいのは、これから設計士とどんどん具体的なことが詰まってくると思うんですけども、その中でやっぱり、AにしるBにしる、いろいろな意見が出てくると思うんですよ。議会からも出るし、あるいは現場にいるんだったら、課長さんとかそういうところからも出るかと思います。ですから、そこに柔軟に対応して、もう私がAと言ったんだからA以外は絶対に駄目だというんじゃないくて、みんなの意見をよく集約させて、それで進めていただきたい、そういうことです。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございませんか。

黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 私は、先ほども申しましたとおり、建設に当たりましては、地域住民

の安全・安心を最優先。そして、なおかつ、その建設に勝る、あるいは事案がございます。そういった事案に対しても最大限の配慮をして、立派なものを造っていただきたい、このように思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

上坂議員。

○4番（上坂建司君） 私は、賛成の立場で討論します。

今度の会館には、緊急避難所としての機能を十分備えています。また、地域住民の長年にわたる要望を一日も早く完成させることと思います。私は原案どおり賛成いたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、この新婦恋会館という建設に反対するというのではなくて、今日出された予算案は、これからプロポーザル入れてとか何かというと、村長は変えられる可能性もあるとかというふうにその場の答弁をしますけれども、やっぱりこの予算案は、もう決まっている。当局がこれを示してきたということでは、これまでの私たち議会が年末から言ってきた、本当に総合的な計画に沿って建てている。先ほど財政のことも私お話ししましたけれども、やっぱり若い人に本当に負担かけないというのを示せますかと言えば、示せないと答弁はするんですけれども、いつ頃とかそういうのがない中でこの予算が出されてきていて、ちょっとその場当たりの答弁しかしないので、この今日のこの予算には賛成しかねます。やっぱり、もう少しこういうことに対して議会と協議する時間を、もう1回か2回やっていただきたいという思いです。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございませんか。

松本幸議員。

○7番（松本 幸君） 私は、向こうでも言いましたが、反対の方向で討論させていただきます。

話を進めれば進めるほど、やっぱり何か本事がないから、絶対にこれはいかぬ方向に転ぶような気がします。何度も作戦を立てて設計図をつくってさえいけば、それは自信になるわけです。ですから、私はこのままこの事業を賛成するわけには、村民の皆さんの意向も考える中で賛成できないと思います。

あと一つ、三原区民のこの避難所に関しては、私は早急にこれは造るべきだと思います。

婦恋会館に沿ってじゃなくて、婦恋会館とは別の考えでやはり造ってやらなければ、それは住民の皆さんからよくいろいろ、地質とか地形とか、その三原区の皆さんからいろいろ聞いた中で、すぐに対応していただければと思っております。

当面この婦恋会館の件は、いつも申しているようなことで、私は賛成できません。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございませんか。

黒岩敏行議員。

○1番（黒岩敏行君） 私は、この件について賛成の立場で討論させていただきます。

私は以前から言っているように、土砂災害についての三原区唯一の避難所である婦恋会館は、耐震基準を満たしていないことから、三原区の方々はじめ、多くの東部地区の住民が早急に建て替えを望んでおります。また、文化協会をはじめ、お年寄りから子供に至るまで幅広い年齢の方々が、非常に多く使用する施設となっております。

しかし、現実的には、子供の習い事の発表会などは他の町村のホールを借りて行っているということも数多く、地元で開催できる環境の整備を望んでいる村民も数多くいらっしゃいます。公共施設の整備においては、村民の暮らし・安全を守ること、そして少子高齢化が顕著に進む中、将来のある子供たちを含め、村民の心を豊かにすることを考えて行うべきではないかと思えます。

過疎債の期限も間近に迫っているようですし、このタイミングを逃してしまうと、今後の公共施設の整備を考えていく上でも財政的な影響が出てくるのではないかと思えます。財政面でも将来に向け、しっかりとした計画を持って、今後の公共施設の整備を行っていくことが私たちの使命だと思いますので、今回は賛成といたします。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございませんか。

佐藤鈴江議員。

○5番（佐藤鈴江君） 私も、条件つきで賛成という立場を取らせていただきたいと思えます。

やっぱり今、村長も検討するとおっしゃっていただきましたので、その辺については、商工会のこと等しっかりと検討をしていただき、プロポーザルと相談をしていただきながら、やはり不要なものは、今回予算で計上したとしても補正で減額すればいいことであって、しっかりとその辺のところを検討していただき、この事業を進めていただきたいというふうに思えます。

やはり、東部地区の活性化のため、また今、黒岩議員がおっしゃったように、文化振興の

ためにも、やはり今の現婦恋会館で建設をしていくということは、ほかの地域に妥当な地域がないという観点からも、そこで建設を進めていただけるという方向で。

ただ、建設する条件としては、しっかりとプロポーザルしながら、様々な人の意見を聞きながら検討していただきたいというふうに思っております。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 私は、反対の立場で討論させていただきます。

三原地区の安全・安心を守るためのその建物ということでは、私はその会館を造るなどという話ではなく、建設には賛成なんですけど、今まで話したとおり、敷地の広さ、それから駐車場の数とか、いろんなことを加味した中でプロポーザルをした後で、村民に示したときに、やっぱり村民等の意見をすり合わせながらまた造っていくというのが正しいのかなと私は思っておりますし、予算を、今回のこの予算ですから、予算を立てれば、それはもう立ってあれば、もうこれは執行しても我々は何も言えなくなってしまうわけですから、やはり予算立てをするということは、それを認めてしまうということにも、やはりそれは私の気持ちとしては駄目であるということで、今回は反対の立場とさせていただきます。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

羽生田議員。

○11番（羽生田宗俊君） 私も、反対の立場で討論させていただきます。

やはり、その土砂災害だとか、いろいろな警戒区域内に入っているのだから、これ村が責任を持てるぐらいの勢いでなければ駄目だと。やはり村の責任は、これは重大だと思います。そこに決断するに至り。

それと、やはり事業は段階を踏んでいかなければならない。やはり、私も造るのに反対じゃないですけども、プロポーザルをやるってしっかりした計画を立てた上にやって、そこに今含められたような全てを壊す撤去費用まで入っているような予算でなくて、やはり段階的に、設計代でこういう設計をして、そしてやはり将来の負担もいろいろ説明して、もっと議会に理解を示してもらいようにしなければならぬんじゃないかと、当局は。

そんなことで、私はこの設計代だとかそういうのだけならいいけれども、やはり全ての撤去代までこの予算に組むということは、ちょっと行き過ぎじゃないんかと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 議案第34号 令和4年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 議案第35号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） すみません、以前に聞いたと思うんですけども、この工事は工期いつまででしたでしょうか。

○議長（土屋幸雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長（目黒康子君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問なんですが、当初の工期は、後ろが令和4年3月、確か25日だったと思うんですが、今回工事の変更とともに、令和4年5月31日までとなっております。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は賛成の立場なんですけれども、近隣の皆さんから、すごくこの木を切ってもらったこととか、あと家屋調査していただいたということで、すごい村の対応に感謝している声が聞こえたので、これは本当によかったなと思いますので、今後もよろしくお願い致します。

○議長（土屋幸雄君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（土屋幸雄君） 議案第36号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、上坂建司君の退場を求めます。

〔4番 上坂建司君退場〕

○議長（土屋幸雄君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋幸雄君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋幸雄君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

上坂建司君の入場をお願いします。

〔4番 上坂建司君入場〕

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋幸雄君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和4年第4回嬭恋村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 月 日

議 長 土屋 幸雄

署 名 議 員 上坂 建司

署 名 議 員 佐藤 鈴江